

平成 30 年 6 月の税務

申告の際にご利用ください

6/11

●5 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年 12 月～当年 5 月分)の納付

6/15

●所得税の予定納税額の通知

7/2

●4 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●1 月、4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●10 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が 4,800 万円超の 3 月、4 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(2 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分)